

○堺市地域公共交通会議規約新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改正前	改正案
<p style="text-align: center;">堺市地域公共交通会議規約</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>附 則 この規約は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年1月23日から施行する。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p><u>堺市技監</u></p> <p>堺市建築都市局長 堺市建設局土木部長 大阪運輸支局から選出された者 大阪府警察から選出された者 一般社団法人大阪バス協会から選出された者 一般社団法人大阪タクシー協会から選出された者 南海バス株式会社から選出された者 近鉄バス株式会社から選出された者 連合大阪堺地区協議会から選出された者 公募に応じた市民 学識経験を有する者</p>	<p style="text-align: center;">堺市地域公共交通会議規約（案）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>附 則 この規約は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年1月23日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>堺市建築都市局長 堺市建設局土木部長 大阪運輸支局から選出された者 大阪府警察から選出された者 一般社団法人大阪バス協会から選出された者 一般社団法人大阪タクシー協会から選出された者 南海バス株式会社から選出された者 近鉄バス株式会社から選出された者 連合大阪堺地区協議会から選出された者 公募に応じた市民 学識経験を有する者</p>